

第7表

第7表  
(平成21年4月分以降用)

相次相続控除額の計算書				被相続人	山田 太郎
この表は、被相続人が今回の相続の開始前10年以内に開始した前の相続について、相続税を課税されている場合に記入します。					
<b>1 相次相続控除額の総額の計算</b>					
前の相続に係る被相続人の氏名		前の相続に係る被相続人と今回の相続に係る被相続人との続柄		前の相続に係る相続税の申告書の提出先	
山田 大助		山田 太郎 の父		税務署	
① 前の相続の年月日	② 今回の相続の年月日	③ 前の相続から今回の相続までの期間(1年未満切り捨て)	④ 10年 - ③の年数		
平成22年3月10日	平成31年4月11日	9 年	1 年		
⑤ 被相続人が前の相続の時に取得した純資産価額(相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)	⑥ 前の相続の際の被相続人の相続税額	⑦ (⑤ - ⑥)の金額		⑧ 今回の相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得したすべての人の純資産価額の合計額(第1表の④の合計金額)	
19,411,546 円	4,250,000 円	15,161,546 円		495,602,246 円	
⑥の相続税額		⑧の金額	④の年数	相次相続控除額の総額	
4,250,000 円 ×		495,602,246 円	1 年	= A 425,000 円	
		⑦の金額	10 年		
		15,161,546 円			
<b>2 各相続人の相次相続控除額の計算</b>					
(1) 一般の場合					
この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいない場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑨ 相次相続控除の総額	⑩ 各相続人の純資産価額(第1表の各人の④の金額)	⑪ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第1表の④の各人の合計)	⑫ 各人の⑩の割合 B	⑬ 各人の相次相続控除額(⑨×各人の⑫の割合)
山田 花子	(上記Aの金額)	253,286,750 円	495,602,246 円	0.5110686	217,204 円
山田 一郎		129,636,813		0.2615743	111,169
山田 明美		112,678,683		0.2273571	96,627
(2) 相続人のうちに農業相続人がいる場合					
この表は、被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合に、財産を取得した相続人のすべての人が記入します。					
今回の相続の被相続人から財産を取得した相続人の氏名	⑭ 相次相続控除の総額	⑮ 各相続人の純資産価額(第3表の各人の④の金額)	⑯ 相続人以外の人も含めた純資産価額の合計額(第3表の④の各人の合計)	⑰ 各人の⑮の割合 C	⑱ 各人の相次相続控除額(⑭×各人の⑰の割合)
	(上記Aの金額)				
(注) 1 ⑥欄の相続税額は、相続時精算課税分の贈与税額控除後の金額をいい、その被相続人が納税猶予の適用を受けていた場合の免除された相続税額並びに延滞税、利子税および加算税の額は含まれません。					
2 各人の⑬又は⑱欄の金額を第1表のその人の「相次相続控除額⑬」欄に転記します。					